

副本

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 ほか13名

被告 国

答 弁 書

令和2年5月20日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所は別紙のとおり)

部 付 清 平 昌 

部 付 本 村 行 

部 付 君 塚 知 弥 子 

法 務 事 務 官 谷 村 昂 

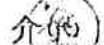
〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局

局 付 倉 重 龍 

局 付 志 田 智 

局 付 高 橋 あゆ 

民事法制管理官付第一係長 三 島 大 

民事法制管理官付係員 山 本 勇 

**第1 請求の趣旨に対する答弁**

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ  
と  
を求める。

**第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張**

追って準備書面をもって主張する。

以 上